

大阪・関西万博におけるものづくり産業の魅力発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名称

大阪・関西万博におけるものづくり産業の魅力発信事業業務委託

2 事業概要・目的

関西は、古くから日本のものづくりの中心地として栄え、独自の技術と創造性を育んできている。多様な産業が集積する中で、「伝統的工芸品」についても、関西広域連合域内※¹で47品目※²が経済産業大臣より指定を受けており、現在まで技術や製法を受け継いでいる。

伝統的工芸品産業は、生活様式の変化による使用機会の減少や代替品・大量生産品への移行、若年層を新たな消費者として取り込めていないことに伴う需要の減少や後継者不足など厳しい環境に置かれている。一方で、質の高い製品を求める動きや、和風生活様式への関心の高まりなど、明るい兆しも見受けられるようになってきた。

そこで、本事業では、国内外から多くの人々が訪れる大阪・関西万博の機会を活用し、伝統的なものづくり産業の新たな需要開拓や人材確保にむけて、これらの産業における課題や可能性を共有するとともに、これらものづくり産業がもつ魅力を新たな切り口もまじえて発信する。

具体的には、「伝統的工芸品をはじめとしたものづくり産業を取り巻く需要の減少・後継者不足等の課題や解決の方向性などについて来場者等と共有するトークセッションの実施」、「新規需要の開拓も見据え、伝統的工芸品の新たな魅力をデザイン等も活用し発信する展示会の開催」、「国内外の多くの方々に伝統的なものづくりに触れられる体験機会を提供するワークショップ」を開催する。

※¹関西広域連合域内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県）

※²令和6年10月時点

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで。

4 委託業務内容等及び提案を求める事項

(1) 大阪・関西万博会場内における催事開催概要（予定）

① トークセッション

期間：令和7年10月4日（土）

場所：ポップアップステージ南

時間：12時～18時の間

② 展示会

期間：令和7年9月29日（月）～10月4日（土）

場所：ギャラリーEAST（90㎡程度）※

開場時間：10時～18時（予定）

③ ワークショップ

期間：令和7年10月3日（金）～4日（土）

場所：ギャラリーEAST（90㎡程度）※

開場時間：10時～18時（予定）

※ギャラリーEASTは、全体で約280㎡あり、当該期間においては、関西広域連合が利用予定。うち、180㎡程度を上記②・③で利用可。

（2）各催事内容について

① トークセッション企画開催業務

ア 伝統的工芸品産業をはじめとしたものづくり産業を取り巻く課題を共有し、その解決策を示すことにより、伝統的工芸品産業等の次世代の担い手となりうる人材を惹き付けることや各伝統的工芸品産地の持続的発展に向けた事業の方向性を示すことを目的としたトークセッションを開催すること（10月4日（土）の12時～18時の間で、1回程度）。

イ ポップアップステージ南では、関西広域連合の他部局と同日に時間を分けて使用するため設営や機材搬入などで他部局や他部局の受託事業者（以下、「他部局等」という）と調整すること。

ウ ポップアップステージに客席を設ける場合は椅子等を準備すること（マイクやスピーカーなどの音響設備は備品として使用可能）

エ 参加者数を記録すること。

【提案を求める事項1】

① 「2 事業概要・目的」を踏まえ、具体的なテーマや内容（話題や登壇者など）、実施スケジュールを提案すること。

② 万博会場に来場されている方が参加対象と考えられることから、当日の来場者の多数の参加が期待できる集客方法を提案すること。

※提案内容についてはどのような効果を発揮するかを理由も含めて記載すること。根拠となるデータや事実等があれば併せて提示すること。（※提案を求める事項1～3で流れがあるとよい）

② 伝統的工芸品の展示会企画開催業務

ア 今後の新規需要の開拓も見据えた、伝統的工芸品の新たな魅力を引き出す展示会を開催すること。

イ 展示会では、関西広域連合の構成府県内より、合計4点以上（各府県2点以上は選定しないこと）の伝統的工芸品について、受託事業者が選定し、デザイン等も活用して上記アの趣旨にそった展示をすること。

また、各府県1点以上の伝統的工芸品についても紹介する展示を行うこと。

ウ 展示会企画を実施するにあたっては、必要に応じて構成府県市とも連絡調整を行うこと。

エ 展示会開催期間中、ギャラリーEASTでは、発注者の他、関西広域連合の他部局においても、この会場内を分割する形でイベントを開催することとなっているため、受託者は設営や機材搬入などにおいて、事前に調整を行うなど、円滑に運営できるよう配慮すること。

オ 大阪・関西万博の出展に関するガイドライン等を踏まえ、多言語での表示や対応等を行うこと。

カ アンケート等の手法により、伝統的工芸品の新規需要の開拓につながる可能性について調査すること。

【提案を求める事項2】

①これまで伝統的工芸品に接したことがない層に対しても伝統的工芸品の新たな魅力が伝わるような、具体的な展示手法やその工夫と狙いについて提案すること。また、新規需要の開拓につながる可能性についても示すこと。

②どういった層がどのような観点により、展示品の新しい魅力や購入の意欲を感じているか等を計測するための手法について提案すること。

③万博会場に来場されている方が参加対象と考えられることから、当日の来場者の多数の参加が期待できる集客方法を提案すること。

④実施に向けたスケジュールを示すこと。

※提案内容についてはどのような効果を発揮するかを理由も含めて記載すること。根拠となるデータや事実等があれば併せて提示すること。

③ ワークショップ企画開催業務

ア 伝統的工芸品等ものづくりの魅力を発信する目的で、海外の方も含め、子どもから大人まで幅広い年齢層の方々が参加できるワークショップを開催すること。

イ ワークショップイベント1日あたり4者程度の伝統的工芸品産地事業者等を確保することとし、2日間で少なくとも合計8者以上（関西広域連合の構成府県から1者ずつ以上）の伝統的工芸品産地事業者等を確保すること。事業者の選定にあたり、関西広域連合及び域内の構成府県市と調整を行うこと。

ウ 伝統的工芸品産地事業者等のワークショップの実施回数は、1日あたり10回程度とし、参加者からアンケートを徴取すること。また、ワークショップ1回あたり30分程度（参加者へのアンケートを含む）とすること。（参加者の目標は2日間合計220人以上）

エ 展示会開催期間中、ギャラリーEASTでは、発注者の他、関西広域連合の他部局においても、この会場内を分割する形でイベントを開催することとなっているため、受託者は設営や機材搬入などにおいて、事前に調整を行うなど、円滑に運営できるよう配慮すること。

オ 大阪・関西万博の出展に関するガイドライン等を踏まえ、多言語での対応を行うこと。

【提案を求める事項3】

①伝統的工芸品等ものづくりの魅力を「体験」「体感」を通じて参加者に向けて発信し、ファンが増加するような、具体的な実施内容及び実施に向けたスケジュールを提案すること。

②万博会場に来場されている方が参加対象と考えられることから、当日の来場者の多数の参加が期待できる集客方法を提案すること。

(3) ①～③の共通の留意事項

- ア 伝統的工芸産地事業者等との調整については、受託事業者で実施すること。
- イ タイムスケジュールや伝統的工芸品及び必要備品・物品等の搬入・搬出方法等、イベント運営に必要な事項について、事前に伝統的工芸品産地事業者等及び関西広域連合と連絡調整を行うとともに、それらにかかる費用を負担すること。
- ウ 当該催事においては、物販等は行わないこと。
- エ 大阪・関西万博の出展に関するガイドライン等を確認して、遵守すること。
- オ 入場料や参加料は無料とすること。

(4) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）等調整業務

- ア 会場（大阪・関西万博イベントスペース）利用に伴う博覧会協会等へ提出する各種申請書類・届出書類の調整を行うこと。なお、施設利用料（施設には、椅子や机等の備品はないため、事業者で調達すること。）については、本契約には含まず、関西広域連合が別途負担するものとする。
- イ 関西広域連合が博覧会協会に円滑に利用料等を支払うことができるよう、必要な情報を収集するとともに、書類等必要な手続き等について、関西広域連合と伝統的工芸品産地事業者等の間の連絡調整を行うこと。
- ウ 装飾等事業者、構成府県市及び伝統的工芸品産地事業者等からの会場に係る質問や博覧会協会からのイベント内容に係る質問等に対応すること。

(5) 催事運営業務

- ア 各催事を円滑に実施するため、タイムスケジュールや関係者の動線等、催し期間の全体像がわかる資料を作成し、各催事の5日前までに関係者に共有すること。
- イ 会場設営の管理・監督をすること。
- ウ 伝統的工芸品産地事業者等や他部局等と適切な連携を図りながら、事故なくイベントを運営すること。
- エ 伝統的工芸品産地事業者等及び参加者等の受付・案内・誘導など運営を円滑に行う人員を確保し実施すること。
- オ 参加者アンケートの実施・回収、集計を行うこと。
- カ イベント中の様子について、記録及びその一部をホームページ等で掲載できるよう、写真や動画等で記録すること。
なお、記録の際は、撮影の許諾を得た者のみとし、それ以外のものは個人が特定されないように配慮すること。
- キ イベント終了後は伝統的工芸品産地事業者等や他部局等と連携しながら、会場清掃や原状回復を行い、博覧会協会の確認を得ること。
- ク その他、当日の運営に必要な業務を行うこと。

(6) 報告業務

イベント終了後 28 日以内に、各ワークショップの参加者数等の基礎的な実績情報、伝統的工芸品産地事業者等や受託者が徴収したアンケート集計結果、当日の様子がわかる写真等

を取りまとめ、関西広域連合に提出すること。

5 実施期間

なお、各種調整にあたってのスケジュールイメージは以下のとおりとする。

[催事開催に向けた事前スケジュール（イメージ）]

調整項目	5月	6月	7月	8月	9月
レイアウト・装飾等の企画（企画書の作成）		■			
伝統的工芸品産地事業者の発掘		■	■		
装飾等事業者との連絡調整納品			■	■	■
製品展示に係る連絡調整		■	■	■	■
トークセッションの開催に向けた調整		■	■	■	■
ワークショップの開催に向けた伝統的工芸品 産地事業者等との連絡調整		■	■	■	■
ワークショップ必要情報のリスト化		■			
博覧会協会等との連絡調整		■	■	■	■

6 委託事業の実施上の留意点

(1) 保険

イベント保険（対人・対物補償を含んだ賠償責任補償）及び展示時・返送時の展示製品の破損を補償できる保険への加入及び保険料の支払を行うこと。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本委託業務を行うにあたり個人情報の守秘義務を順守すること。また、本委託業務により発生した廃棄処分を必要とする書類については、シュレッダー等、適正に処分すること。アンケートやワークショップ実施時の個人情報の収集は必要最小限にとどめること。

(3) 危機管理体制の構築

トラブルの未然防止のため、当該事業関係者との調整にあたっては、迅速かつ丁寧に対応すること。問い合わせ等に対して、受託者において解決できない疑義が生じた場合には、関西広域連合の指示を受けること。

事故等の発生時に対応できるよう、連絡先や対応を記載した一覧表を作成し広域連合へ提出すること。

事故発生時等の対応として、事故が発生するなど緊急の対応が必要となった場合には、直ちに関西広域連合に報告し、適切な対応を行うこと。

(4) 委託業務の実施状況の報告

受託者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を口頭もしくは書面により関西広域連合に報告すること（様式自由）。

受託者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果を書面で報告すること。

関西広域連合は必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがある

ため、受託者はこの求めに応じなければならない。

7 書類の保存

全ての証拠書類は事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

8 事業完了後の提出物

事業終了後、事業実施報告書を関西広域連合に提出すること。(詳細は関西広域連合と協議すること。)

9 権利義務の帰属

ア 成果品の帰属等

本事業の実施により得られた成果品、情報等については、関西広域連合に帰属する。

イ 特許権、著作権等

- ・ 委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は関西広域連合に帰属する。
- ・ 受託者は委託事業の実施に伴って生じた著作者人格権を行使しない。
- ・ 受託者は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責任において、必要な措置を講じなければならない。
- ・ 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ・ 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は関西広域連合に生じた損害を賠償しなければならない。

10 その他

ア 契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、関西広域連合へ報告すること。

イ 事業スケジュールについて関西広域連合と協議の上、契約後、速やかに提出すること。

ウ 見積りの詳細については、関西広域連合と事業の委託契約を締結する際に協議すること。

催事終了後の諸経費の内訳について、催事ごと及び最終報告にて発注者に報告すること。

エ この仕様書に定めた事項又はこの仕様書に定めのない事項について、疑義が生じたときは、関西広域連合と受託者が協議の上、決定するものとする。